

審決

不服 2013-11560

東京都新宿区北新宿4丁目16番12号
請求人 株式会社ビームス

東京都千代田区内神田1丁目15番16号 東光ビル4階 きずな国際特許事務所
代理人弁理士 和田 成則

商願2012-64876拒絶査定不服審判事件について、次のとおり審決する。

結 論
本件審判の請求は、成り立たない。

理 由

1 本願商標

本願商標は、別掲のと通りの構成からなり、第25類「ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、水上スポーツ用特殊衣服、ウインドサーフィン用シューズ」を指定商品とし、平成24年3月19日に登録出願された商願2012-20934に係る商標法第10条第1項の規定による商標登録出願として、同年8月9日に登録出願されたものである。

2 引用商標

原査定において、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして、本願の拒絶の理由に引用した登録商標は、以下の(1)ないし(3)のとおりであり、その商標権は、いずれも現に有効に存続しているものである。

(1) 登録第1694056号商標（以下「引用商標1」という。）は、「ライフストア」の片仮名を書してなり、昭和57年3月29日に登録出願、第21類に属する商標登録原簿に記載の商品を指定商品として、同59年6月21日に設定登録され、その後、2回にわたり商標権の存続期間の更新登録がされ、平成17年8月17日に指定商品を第14類「カフスポタン、宝玉及びその模造品」、第25類「ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト」及び第26類「腕止め、頭飾品、ボタン類」とする指定商品の書換登録がなされたものである。

(2) 登録第1749796号商標（以下「引用商標2」という。）は、「ライフストア」の片仮名を書してなり、昭和57年3月29日に登録出願、第24類に属する商標登録原簿に記載の商品を指定商品として、同60年2月27日に設定登録され、その後、2回にわたり商標権の存続期間の更新登録がされ、平成17年2月22日に指定商品を第9類「ウエイトベルト、ウエットスーツ、浮袋、運動用保護ヘルメット、エアタンク、水泳用浮き板、レギュレーター」、第22類「ザイル、登山用又はキャンプ用のテント」、第25類「運動用特殊衣服、運動用特殊靴（「乗馬靴」を除く。）、乗馬靴」及び第28類「運動用具」とする指定商品の書換登録がなされたものである。

(3) 登録第4923992号商標は、「BEAMING」の欧文字を横書きしてなり、平成17年6月8日に登録出願、第25類「被服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、仮装用衣服、運動用特殊衣服」を指定商品として、同18年1月27日に設定登録されたものである。

3 当審の判断

(1) 本願商標について

本願商標は、別掲のとおり、上段に「B」の欧文文字（大きさの異なる縦長の二つの菱形図形を右側に配してなる。）と、該「B」の欧文文字の半分ほどの高さで「MING」の欧文文字を青色で表し（以下、図形部分を省略し「B MING」と表示する。）、下段に「L I F E S T O R E」

（「L I F E」と「S T O R E」の欧文文字の間に半角程度の隙間を有する。）の欧文文字を赤色で円弧状に湾曲させて上下二段に表した構成からなるところ、かかる構成にあっては、「B MING」の文字部分と「L I F E S T O R E」の文字部分とは、文字の表現方法、大きさ、青色と赤色という顕著な色の違いがあることから視覚上分離して把握され、また、これらを常に不可分一体のものとしてのみ把握、認識しなければならない格別の事情も見出せないものであるから、それぞれ独立して自他商品の識別標識としての機能を果たすものというのが相当である。

さらに、下段の「L I F E S T O R E」の文字部分は、平易な英語として広く親しまれている「L I F E」の語と「S T O R E」の語の結合であることからすると、これに接する取引者、需要者に容易に記憶されやすい部分ということができる。

してみれば、上記構成においては、これに接する取引者、需要者は、「B MING」、「L I F E S T O R E」の文字部分のそれぞれから生じる称呼及び観念をもって取引に資する場合があるというのが相当であるから、本願商標は、「B MING」及び「L I F E S T O R E」の文字全体から「バイミングライフストア」の称呼が生じるほか、「B MING」の文字部分から「バイミング」の称呼、「L I F E S T O R E」の文字部分から「ライフストア」の称呼が生じるものである。

そして、上段の「B MING」の文字部分は、特定の意味合いを有しない一種の造語と認識されるものであるから、該文字部分からは、特定の観念を生じないものである。

また、下段の「L I F E S T O R E」の文字部分は、「生活」などの意味を有する「L I F E」の語と「店」などの意味を有する「S T O R E」の語を結合して表したものと認識されるものであるから、「生活の店」程の観念を生じるものである。

(2) 引用商標1及び2について

引用商標1及び2は、「ライフストア」の片仮名を書してなるところ、「ライフストア」の称呼が生じること明らかであり、また、該文字は、「L I F E S T O R E」の表音を片仮名表記したものと認められることから、「生活の店」程の観念を生じるものである。

(3) 本願商標と引用商標1及び2の類否について

本願商標と引用商標1及び2は、外観においては、それぞれ前記のとおりであるから、両商標は、構成全体の外観において区別できるものである。

次に、称呼においては、本願商標の「L I F E S T O R E」の文字部分から生じる「ライフストア」の称呼と引用商標1及び2から生じる「ライフストア」の称呼とは、その称呼を共通にするものである。

また、観念においては、本願商標の「L I F E S T O R E」の文字部分から生じる「生活の店」の観念と引用商標1及び2から生じる「生活の店」の観念とは、その観念を共通にするものである。

してみれば、本願商標と引用商標1及び2とは、構成全体の外観においては差異を有するとしても、「ライフストア」の称呼及び「生活の店」の観念を共通にするものであるから、外観、称呼及び観念を総合的に判断すると、両商標は、類似する商標というのが相当である。

そして、本願商標の指定商品は、引用商標1及び2の指定商品と同一又は類似するものである。

したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当する。

(4) 請求人の主張について

請求人は、「『ライフストア』の語は、我が国において、特に、小売や卸売に係る店舗名や、その事業者の商号・屋号について非常に付されやすい語

であって、本願商標の指定商品に係る商品を提供する店舗において、『生活の店』程の観念を想起させるに過ぎない『ライフストア』あるいは『L I F E S T O R E』の文字単独では、自他商品識別力が非常に弱い、もしくは発揮し得ない。」旨主張し、16件のウェブページ等を提示している（甲第7号証及び甲第8号証）。

しかしながら、提示された16件のウェブページ等のうち、8件において、「カーライフストア」、「ファッションライフストア」、「ナチュラルライフストア」、「アウトドアライフストア」、「プライベートライフストア」、「イーライフストア」、「ニューフードライフストアふじしろ」、「ビューティーライフストアチャーリー」のように、「〇〇ライフ」と「ストア」の文字が結合した表記となっているともいえるから、これらを含めて、本願の指定商品との関係において、「L I F E S T O R E」又は「ライフストア」の文字単独では、自他商品の識別力が非常に弱い、もしくは発揮し得ないとはいえないものである。

また、当審において職権をもって調査するも、本願商標の構成中「L I F E S T O R E」の文字は、「L I F E」の語と「S T O R E」の語が、それぞれ意味を有するものであるとしても、本願の指定商品の分野において、商品の品質等を表示するものとして、取引上一般に使用されておらず、「ライフストア」の文字又は「L I F E S T O R E」の文字が、商品の品質を表示するものではないというのが相当である。

してみれば、「L I F E S T O R E」又は「ライフストア」の文字単独では、自他商品の識別力が非常に弱い、もしくは発揮し得ないということとはできないものであり、また、「ライフストア」の文字からなる引用商標は、いずれも登録商標として、現に有効に存続しているものである。

したがって、請求人の主張を採用することはできない。

（5）まとめ

以上のとおり、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、妥当であって、取り消すべき限りでない。

よって、結論のとおり審決する。

平成25年11月19日

審判長	特許庁審判官	渡邊 健司
	特許庁審判官	前山 るり子
	特許庁審判官	西田 芳子

別掲（本願商標）



（色彩については原本を参照）

（行政事件訴訟法第46条に基づく教示）

この審決に対する訴えは、この審決の謄本の送達があった日から30日（附加期間がある場合は、その日数を附加します。）以内に、特許庁長官を被告として、提起することができます。

（この書面において著作物の複製をしている場合のご注意）

特許庁は、著作権法第42条第2項第1号（裁判手続等における複製）

の規定により著作物の複製をしています。取扱いにあたっては、著作権侵害
とならないよう十分にご注意ください。

〔審決分類〕 T 1 8 . 2 6 1 - Z (W 2 5)
2 6 2
2 6 3

審判長	特許庁審判官	渡邊 健司	7460
	特許庁審判官	前山 るり子	7672
	特許庁審判官	西田 芳子	4121